

高齢者の居住の安定確保に関する法律 (抄)

〔平一三・四・六〕
法律二六
最終改正 平二八法律四七

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、高齢者が日常生活を営むために必要な福祉サービスの提供を受けることができる良好な居住環境を備えた高齢者向けの賃貸住宅等の登録制度を設けるとともに、良好な居住環境を備えた高齢者向けの賃貸住宅の供給を促進するための措置を講じ、併せて高齢者に適した良好な居住環境が確保され高齢者が安定的に居住することができる賃貸住宅について終身建物賃貸借制度を設ける等の措置を講ずることにより、高齢者の居住の安定の確保を図り、もってその福祉の増進に寄与することを目的とする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、高齢者の居住の安定の確保を図るため、必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

第三章 サービス付き高齢者向け住宅事業

第一節 登録

(サービス付き高齢者向け住宅事業の登録)

第五条 高齢者向けの賃貸住宅又は老人福祉法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム(以下単に「有料老人ホーム」という。)であつて居住の用に供する専用部分を有するものに高齢者(国土交通省令・厚生労働省令で定める年齢その他の要件に該当する者をいう。以下この章に

おいて同じ。)を入居させ、状況把握サービス(入居者の心身の状況を把握し、その状況に応じた一時的な便宜を供与するサービスをいう。以下同じ。)、生活相談サービス(入居者が日常生活を支援なく営むことができるようにするために入居者からの相談に応じ必要な助言を行うサービスをいう。以下同じ。)その他の高齢者が日常生活を営むために必要な福祉サービスを提供する事業(以下「サービス付き高齢者向け住宅事業」という。)を行う者は、サービス付き高齢者向け住宅事業に係る賃貸住宅又は有料老人ホーム(以下「サービス付き高齢者向け住宅」という。)を構成する建築物ごとに、都道府県知事の登録を受けることができる。

2 前項の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

第二節 業務

(高齢者生活支援サービスの提供)

第一八条 登録事業者は、入居契約に従つて高齢者生活支援サービスを提供しなければならぬ。

第六節 雑則

(資金の確保等)

第四二条 国及び地方公共団体は、登録住宅の整備のために必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるものとする。

(賃貸住宅等への円滑な入居のための援助)

第四三条 都道府県知事は、登録事業者が破産手続開始の決定を受けたときその他入居者(入居者であつた者を含む。)の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、当該入居者に対

し、他の適当な賃貸住宅又は有料老人ホームに円滑に入居するために必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

第四章 地方公共団体等による高齢者向けの優良な賃貸住宅の供給の促進等

地方公共団体等による高齢者向けの優良な賃貸住宅の供給の促進等

第四四条 地方公共団体は、その区域内において良好な居住環境を備えた高齢者向けの賃貸住宅(第四十六条において「高齢者向けの優良な賃貸住宅」という。)が不足している場合においては、基本方針に従つて、その整備及び管理に努めなければならない。

(公営住宅の使用)

第五一条 公営住宅の事業主体は、高齢者向けの賃貸住宅の不足その他の特別の事由により公営住宅を公営住宅法第二十三条に規定する条件を具備しない高齢者に使用させることが必要であると認められる場合において「国土交通大臣の承認を得たときは、公営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、当該公営住宅を当該高齢者に使用させることができる。この場合において、事業主体は、当該公営住宅を次に掲げる基準に従つて管理しなければならない。

一 入居者の資格を、自ら居住するため住宅を必要とする高齢者(国土交通省令で定める年齢その他の要件に該当する者に限る。)とするものであること。

二 入居者の家賃の額が、近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しないよう定められるものであること。

三 前一号に掲げるもの並びに公営住宅法第十六

条第四項及び第五項、第十八条から第二十二
 条まで、第二十五条第二項、第二十七条並びに第
 三十二条に定めるもののほか、入居者の選定方
 法その他の当該公営住宅の管理の方法が国土交
 通省令で定める基準に適合するものであること。

2 公営住宅法第四十五条第三項及び第四項の規
 定は、前項の規定による承認及び公営住宅の使
 用について準用する。

第五章 終身建物賃貸借

（事業の認可及び借地借家法の特例）

第五二条 自ら居住するため住宅を必要とする高
 齢者（六十歳以上の者であつて、賃借人となる
 者以外に同居する者がないもの又は同居する者
 が配偶者若しくは六十歳以上の親族（配偶者を
 除く。以下この章において同じ。）であるものに
 限る。以下この章において同じ。）又は当該高齢
 者と同居するその配偶者を賃借人とし、当該賃
 借人の終身にわたつて住宅を賃貸する事業を行
 おうとする者（以下「終身賃貸事業者」という。）
 は、当該事業について都道府県知事（機構又は
 都道府県が終身賃貸事業者である場合にあつて
 は、国土交通大臣。以下この章において同じ。）
 の認可を受けた場合においては、公正証書によ
 る等書面によつて契約をするときに限り、借地
 借家法（平成三年法律第九十号）第三十条の規
 定にかかわらず、当該事業に係る建物の賃貸借
 （一戸の賃貸住宅の賃借人が二人以上であるこ
 きは、それぞれの賃借人に係る建物の賃貸借）
 について、賃借人が死亡した時に終了する旨を
 定めることができる。

（賃貸住宅への円滑な入居のための援助）

第七二条 都道府県知事は、認可事業者が破産手

続開始の決定を受けたときその他終身建物賃貸
 借の賃借人（賃借人であつた者を含む。）の居住
 の安定を図るため必要があると認めるときは、
 当該賃借人に対し、他の適当な賃貸住宅に円滑
 に入居するために必要な助言その他の援助を行
 うように努めるものとする。

第七章 雑則

（情報の提供等）

第七四条 国及び地方公共団体は、高齢者の心身
 の状況、世帯構成等を勘案して、高齢者のため
 の住宅の整備を促進するよう努めるとともに、
 高齢者が適当な住宅に円滑に入居することがで
 きるようにするために必要な情報の提供その他
 の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。